

宮崎県公報

令和2年2月25日(火曜日) 第83号

発 行 空

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

百 ○建築士法施行細則の一部を改正する規則………(建築住宅課)1 ○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則…………(// //)9 告 ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課)13 ○指定居宅サービス事業者の指定………(長寿介護課)13 ○指定介護予防サービス事業者の指定…………(//) 13 : ○交通誘導警備業務検定合格整備員の配置が必要 ○指定居宅サービス事業の廃止…………(// //) 13

○指定介護予防サービス事業の廃止……(長寿介護課)14 □ ○二級建築士の免許登録要件………(建築住宅課) 14 ○二級建築士の受験資格……………(″) 15 病院局公告 ○落札者等の公告………………………17 教育委員会規則 ○県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正す る規則………………………17 公安委員会告示 と認められるものの認定…………………17

覞

建築十法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後

(免許の申請)

第2条 法第4条第2項又は第3項の免許の申請は、別記様式第1 による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(免許の申請)

- 第2条 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の 免許を受けようとする者は、別記様式第1による申請書に、次に 掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合におい <u>ては、これに代わる適当な書類)を添え、これを知事に提出</u>しな ければならない。ただし、第15条第1項の規定により同項第1号 又は第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の 規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指 定する者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、 当該書類に記載された内容と別記様式第1による免許申請書に記 載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書 類を添えることを要しない。
- (1) [略]
- (2) 法第4条第3項に規定する外国の建築士免許を受けた者(以下「外国免許所有者」という。) にあっては、外国の建築士 免許を受けたことを証する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した 縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもの。第5条 の2第2項及び第6条第1項において同じ。)
- (1) [略]
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造 建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類
 - ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあっては 、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
 - イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基 準に適合する者にあっては、その基準に適合することを証す るに足る書類

宮崎県公報

<u>(4)</u> [略]

(名簿の閲覧)

- 第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供す る場所 (以下「名簿閲覧所」という。) は、県土整備部建築住宅 課とする。
- 2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎 県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9 時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があ るときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時 間の変更をすることができる。
- 4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲 覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出 しなければならない。
- 5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所以外の場所に移動してはならない
- 6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者 又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる 者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(名称等の変更の届出)

以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用す る法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、 次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならな 110

 $(1)\sim(3)$ [略]

(指定登録機関への書類の交付)

第11条の9 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う 場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しく は提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号 に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第17条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項

以外の者にあっては、法第4条第4項第1号及び第2号に掲 げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類 (4) 法第4条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当す る者にあっては、別記様式第1の2による法第4条第2項第1

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者

号に規定する建築実務(以下「建築実務」という。)の経験を 記載した書類(以下この号において「実務経歴書」という。) 及び別記様式第1の3による使用者その他これに準ずる者が実 務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証す る書類

(5) [略]

- 2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許 を受けようとする者は、別記様式第1による免許申請書に、前項 第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場 合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許 証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正 面、上半身、無背景の縦の長さ 4.5センチメートル、横の長さ 3 .5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入 したもの(第5条の2第2項及び第6条第1項において「写真」 という。)を貼付しなければならない。

(名簿の閲覧)

第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供す る場所は、法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。) の事務所内に設けるものとする

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者 (| 第11条の2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替 えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとす るときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなけ ればならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(指定登録機関への書類の交付)

第11条の9 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う 場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しく は提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号 に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 第17条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項

の合格者一覧表に記載された事項

(規定の適用)

第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第5条から第6条まで、第9条及び第9条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の2の見出し及び同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。

(学科試験の免除)

- 第13条 二級建築士試験の学科試験(他の都道府県知事が行った二級建築士試験の学科試験を含む。)に合格した者については、その申請により、学科試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回までの二級建築士試験に限り、学科試験を免除するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、受験申込書に、学科試験に合格した ことを証する書面を添えてしなければならない。
- 3 前2項の規定は、木造建築士試験の学科試験に合格した者について準用する。この場合において、第1項中「二級建築士試験」とあるのは、「木造建築士試験」と読み替えるものとする。 (受験の申込み)
- 第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項 の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以 下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を 受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による 受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあっては、当該 各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する科目を修 めて卒業したことを証する証明書(その証明書が得られない場 合は、これに代わり証明できる書類)

の<u>添付書類</u>に記載された事項

- 2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
 - (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(規定の適用)

第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合にお ける第2条第1項及び第2項、第5条から第6条まで、第9条並 びに第9条の2の規定の適用については、これらの規定<u>(第2条</u> 第1項及び第2項を除く。) 中「知事」とあるのは「指定登録機 関」と、第2条第1項及び第2項中「これを知事」とあるのは「 これを指定登録機関」と、第5条の2の見出し及び同条第3項並 びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免 許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあ るのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条 第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の 規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免 許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「 免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消し たとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とある のは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により 第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付 を受けたとき」とする。

(学科試験の免除)

- 第13条 二級建築士試験の学科試験(他の都道府県知事が行った二級建築士試験の学科試験を含む。)に合格した者については、学科試験に合格した二級建築士試験(以下この条において「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回)の二級建築士試験に限り、学科試験を免除するものとする。
- 2 前項の規定は、木造建築士試験の学科試験に合格した者について準用する。この場合において、同項中「二級建築士試験」とあるのは、「木造建築士試験」と読み替えるものとする。 (受験の申込み)
- 第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級 建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級 建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けよう とする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込 書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあっては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書が得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類

- (2) 法第15条第3号に該当する者にあっては、同条第1号又は 第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認 定できる書類
- (3) 法第15条各号に掲げる者のうち、法第14条第1号に規定す る建築実務(以下「建築実務」という。)の経験を有すること を受験資格とするものにあっては、別記様式第9による建築実 務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類
- (4) 写真(受験申込前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影 した縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもの)
- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又 は木造建築士試験を受けようとする者(以下「受験申込者」とい う。)は、指定試験機関の定める受験申込書に、前項に掲げる書 類(同項第3号に掲げる書類にあっては、指定試験機関の定める 様式による書類)を添え、指定試験機関の定めるところにより、 これを指定試験機関に提出しなければならない。
- 3 「略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第17条の8 [略]

- 2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記 2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記 載した合格者一覧表を添えなければならない。
- 3 「略]

(登録簿等の閲覧)

- 第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供 する場所(以下「登録簿等閲覧所」という。)は、県土整備部建 築住宅課とする。
- 2 登録簿等の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年 宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午 前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とす
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿等の整理その他必要 があるときには、臨時に当該登録簿等を閲覧に供さない日を定め 、又は閲覧時間の変更をすることができる。
- 4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」とい う。)は、登録簿等閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載 した書面を知事に提出しなければならない。
- 5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所以外の場所に移 動してはならない。
- 6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者 又は登録簿等を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めら れる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

別記様式第1を次のように改める。

- イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適 合する者にあっては、その基準に適合することを証するに足 る書類
- ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の 者にあっては、法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識 及び技能を有することを証する書類
- (2) 法第15条第2号又は第3号に掲げる者のうち、建築実務の 経験を有することを受験資格とするものにあっては、第2条第 1項第4号に規定する書類
- (3) 受験申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背 景の縦の長さ 4.5センチメートル、横の長さ 3.5センチメート ルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又 は木造建築士試験を受けようとする者(以下「受験申込者」とい う。)は、指定試験機関の定める受験申込書に、前項に掲げる書 類(同項第2号に掲げる書類にあっては、指定試験機関の定める 様式による書類)を添え、指定試験機関の定めるところにより、 これを指定試験機関に提出しなければならない。
- 3 「略]

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第17条の8 [略]

- 載した合格者一覧表、第15条第2項の受験申込書並びに同条第1 項第1号及び第2号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 「略]

(登録簿等の閲覧)

第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供 する場所は、法第26条の3第1項の規定により知事が指定する指 定事務所登録機関の事務所内に設けるものとする。

様式第1 (第2条関係)

二級 建築士免許申請書(第一面) 木造

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✔印を付けてください。 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

71 B 0 2 X 1 7 B 1 C	文() たの(a、「PNoot」 ()	IMITO C VIJE	711 02-1	LANZ APPLE	力人し九	11.05 1.71	H 5 HL/	0 (\ \ \ C	
私は、二級 建 木造	築士の免許を受けたい	いので、建	築士法	法施行細則	第2条に	規定する	る書類を済	忝えて申記	清します。
私は、下記事項	が真実で、かつ正確で	であること	を誓い	います。			年	月	B
宮崎県知事 展	n. X						+	Л	Н
			ı			(署	名)		
ふりがな氏名			生年 月日	左	 月	日生			
本籍		<u> </u>		性別	男口	女□		写真 m、横 3.5cm 氏名及び撮	
	 			してのりでタ					
現住所	'	電話							午証に転写
			されます	r.,					
試験	二級建築士試験又は	は木造建築	至士試!	倹に合格し 	た時期 	年			
	合格通知書日付	4	年 月	日	合 格	番号	第		号
登録申請区分	1 学歴のみ又は	学歴+実績	務 🗆	2 実務	のみ 🗌	3 3	建築士法領	第4条第	5項 □
1 学展のカワは	学校名	学部	名・学	:科名	入学・	卒業(年月	修了)	期間(※学歴の	務経験の合計のみの場合不要
学歴のみ又は 学歴+実務に より申請する 場合にのみ						月入学 月卒業			年月
記入						月入学 月卒業			十 月
2 実務のみによ			建築	実務経験期	間の合計	-			
り申請する場合にのみ記入					年月	1			
3	免許名称	Я	色許者。	名	免	許の年月	月日	資格認 年月	恩定書の 日
建築士法第4 条第5項によ り申請する場 合のみ記入					年 月 日		月日	年	月日

					(第二	面)						
	1	禁錮以上の刑 あるときは、 あるときは、	その罪及び	び刑			<u>(</u> 受けると	レがたて	ある たった日	3□ 	ない[).
		D D C C IA	C +2/11+2+	ρ ((1)	<i>17</i> 7 7 10	\T/\II C.	X () 3 C (- 10 /s. (, a <i>5</i> / C Li	年	月	日
		建築士法の規 に処されたこ あるときは、	とがあり	ますか。	は建築物の	の建築に	関し罪を	犯して罰	金の ある	5 	ない□]
欠		あるときは、			っり、又は	執行を引	 受けること	がなく	なった日	· 年	月	日
格	3 ±	建築士法第9	又は木造							5	ない□	
事由	停	あるときは、 建築士法第 1 止の期間中に 級建築士又は	0 条第 1 項 建築士法領	第9条第	1 項第 1 号	の規定	により一緒	汲建築士	W) %	年 5□	月 ない[]
		業務の停止の							年 年			
		精神の機能の 行うに当たって ない状態です	び要な認						14 V	<i>i</i>	クックッ 炎	₹□
※審査欄	手数料確認	写真照合	登	安 免 欠 格 審 査	許 証 発	数 料 実 務 経 験	· 貼	一 付 相	N .			
									Land Introduction	ı		
*	(登録 番号				※登録 年月日		年	月 日	※都道府県 受付番号			

別記様式第1の次に次の2様式を加える。

様式第1の2 (第2条関係)

実務経歴書

二級 私は、一派木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者 が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名

印

宮崎	奇県知事 展	L Z				
				勤務先等		
出してわ	· / / / / / / /	+~:)	=c.+c	: Lih (巫 Lih ナ 云)	在職期間の	合計
勤務 	先(部課名	まじ)	DT任 	地(番地まで)	年月~年月	年月数
					年 月~ 年	月 年 月
年	在職期間 月~年月	年月数	地位職名	建築実務の内容	(建築士法施行規則第1	条の2)
		7-11-	<i>//2/</i>		建築実務経験期	間の合計
		建	築実務の詳細		年	月
		- 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		→ 11 11 1 · 11	建築実務経駅	
	対象物件の	り名称等	对复	象物件の所在地	年月~年月	年月数
(1)					年 月~ 年	月 年 月
(1)	実務経験	の対象と	なる業務の内容	容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担	当業務 等)
	対象物件の	D 夕 新松	+=4. <i>A</i>	象物件の所在地	建築実務経験	
	X) 3<70/1円 V	ノ石 小守	X]	₹物件の別性地	年月~年月	年月数
(2)					年 月~ 年	月 年 月
(2)	実務経験	の対象と	なる業務の内容	容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担	旦当業務 等)
	対象物件の	D な またがた	4.4.4	象物件の所在地	建築実務経験)
	对象物件()	ノ石 小守	XJ	₹物件の別往地	年月~年月	年月数
(3)					年 月~ 年	月 年 月
	実務経験	の対象と	なる業務の内容	容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担	3当業務 等)
※指5	L 它登録機関記	己載欄				

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を古い経歴順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提 出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録 が認められない場合もあります。

様式第1の3 (第2条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

証明者 印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した 二級 本造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。

記

- 1 免許申請者氏名
- 2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計: 年 月

建築実務の内容:

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明してください。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

					Γ	届	出	者		Γ	届	出	者		
모네를	記様式第9を	出山か	민들기생	生子空1	Orth	(開設者	の氏名	(開設者が	を		(開設者	の氏名	(法人であ) 	
刀リロ	に依以知りで	HI O 🗸	力リョレ小	(1/1/11)	UН	法人であ	ある場合	は名称及	~	7	る場合は	その名称	5並びに代	に、	
						び代表	長者の氏	(名))		ā	表者の氏	名及び往	设職名))		
Γ_						Γ									
Ĥ	明治・大正														
		年	月	日	を			年	月		日	に改め	、同様式	(を別記様式第9とす	する。
H	昭和・平成														

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科試験に 合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第7号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前
改正後

(期限付入居の要件等)

第3条の3 [略]

2 [略]

- 3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。
 - (1) 子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日(条例<u>第10条第6項</u>に規定する入居可能日をいう。以下同じ。)からア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる日までとする。

ア・イ [略]

(2) [略]

4 [略]

(入居決定取消通知)

第7条 知事は、条例<u>第10条第5項</u>(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書(別記様式第9号)により入居決定者に通知するものとする。

(入居可能日通知)

- 第8条 条例<u>第10条第6項</u>(条例第47条、第55条、第59条、第62条 及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は 、入居可能日通知書(別記様式第10号)により行うものとする。 (敷金の還付通知)
- 第17条 知事は、条例<u>第15条第3項</u>(条例第47条、第55条、第59条 、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定によ り敷金を還付するときは、その旨を敷金還付通知書(別記様式第

(期限付入居の要件等)

第3条の3 [略]

2 [略]

- 3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。
- (1) 子育て世帯向け期限付一般県営住宅の入居の期間は、入居可能日(条例<u>第10条第7項</u>に規定する入居可能日をいう。以下同じ。)からア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる日までとする。

ア・イ 「略]

(2) [略]

4 [略]

(入居決定取消通知)

第7条 知事は、条例<u>第10条第6項</u>(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により入居の決定を取り消したときは、その旨を県営住宅入居決定取消通知書(別記様式第9号)により入居決定者に通知するものとする。

(入居可能日通知)

- 第8条 条例<u>第10条第7項</u>(条例第47条、第55条、第59条、第62条 及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は 、入居可能日通知書(別記様式第10号)により行うものとする。 (敷金の還付通知)
- 第17条 知事は、条例<u>第15条第4項</u>(条例第47条、第55条、第59条 、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定によ り敷金を還付するときは、その旨を敷金還付通知書(別記様式第

令和 2 年 2 月 25 日 (火曜日) 第 83 号

宮崎県公報

25号)により県宮住宅を明け渡した人居者に連知するものとする 。	
。 川記様式第5号及び別記様式第5号の2中「2人」を「1人」に改め	○ 5る。
別記様式第6号及び別記様式第61号を次のように改める。	

様式第6号(第5条、第22条、第23条関係)

名義人番号 約 書 団地 棟 号

上記住宅への入居を決定されましたので、その使用に当たっては、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する事項並びに下記の事項を遵守することを連帯保証人の連署をもって誓約します。

家賃の納付

家員の約17 毎月末日までに家賃を納めます。 入居者の保管義務 住宅、共同施設又は地区施設(以下「住宅等」という。)の使用に当たっては 次の事項を遵守するとともに、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持

- 9。 住宅を営業、他人の迷惑となるような集会その他住宅以外の用途に使用いた (1)
- (3)

- (6)
- 条例第33条第1項各号に掲げる事実が判明し、若しくは発生した場合又は一般 県営住宅若しくは準特定優良賃貸住宅に入居後5年を経過して高額所得者となっ た場合に住宅の明渡しの請求を受けても異議の申立てはいたしません。
- 収入の超過
- 収入の超過一般県営住宅、改良県営住宅又は準特定優良賃貸住宅に入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は、住宅の明渡しに努めます。連帯保証人の責務連帯保証人は、入居時における近傍同種の住宅の家賃(条例第55条、第59条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。) 円の12月分に相当する額を限度とし、入居者と連帯して家賃、損害賠償金等の債務の保証の責めを負います。
- る負います。 請求等の効力 入居者又は連帯保証人のいずれかに生じた債務の履行の請求や時効の更新等の 事由は他力にもその効力が及ぶことに合意します。
- 管轄裁判所 本誓約に起因する一切の争訟は、当該県営住宅の所在地を管轄する簡易裁判所 又は宮崎地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに異存ありません。

月 \exists

宮崎県知事 殿

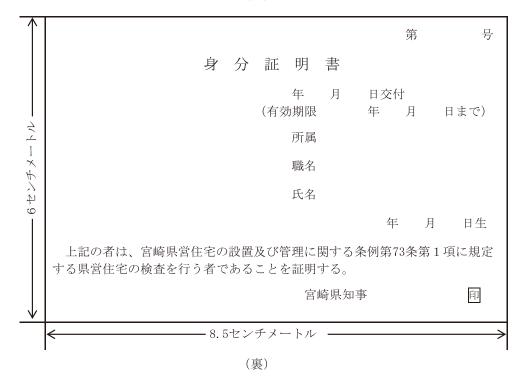
現住所 フリガナ 入居者 氏 (FI) 実印 現住所 電話 連 帯 フリガナ 本人と 保証人 氏 名 の続柄 勤務先等 電話

備考

- 連帯保証人の印鑑証明書及び市区町村長が発行した所得証明書その他所得額が証明できる公の機関が発行する書類を添付してください。 連帯保証人は、知事に対し、入居者の家賃等の支払状況や滞納の額等、入居者の全ての債務の額に関する情報の提供を請求することができます。

様式第61号 (第44条関係)

(表)



宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第73条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若 しくは知事が指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当 な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あら かじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式第5号、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する保証契約について適用し、同日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による 用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告示

宮崎県告示第 140号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所	在	地	廃止年月日
理恵内科クリニック	延岡市塩番地5	温浜 4	「目1717	令和元年12月30日

宮崎県告示第 141号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定居宅事 賞	サービス た 所	指 定 居 宅 事 ぎ	サービス 巻 者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570302762	有料老人ホームま つやまの杜	宮崎県延岡市松山 町1075	株式会社悠隆	宮崎県延岡市中央 通三丁目5番地1 (延岡商工会館1 階)	令和2年1月1日	特定施設入居者 生活介護
4572001891	五感リハビリデイ サービスひなた	宮崎県児湯郡高鍋 町持田3171-1	株式会社さくらん ぼ	宮崎県児湯郡高鍋 町持田3171-1	令和2年1月1日	通所介護

宮崎県告示第 142号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護 保	指定介サービ	護 予 防ス 事業 所	指 定 介サービン	護 予 防 ス 事 業 者	指定	サービスの
険 事 業 所 番 号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570302762	有料老人ホームま つやまの杜	宮崎県延岡市松山 町1075	株式会社悠隆	宮崎県延岡市中央 通三丁目5番地1 (延岡商工会館1 階)	令和2年1月1日	介護予防特定施 設入居者生活介 護

宮崎県告示第 143号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により 、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介険	護事	保業	指事	自定居宅 事 業	サ ー b 能	ご ス 所		指定事	居宅	サービス 巻 者	廃止	サービス	スの
所	番	未 号	名	称	所	在 地	名は	称氏	又 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種	類
45620	9007	8	訪問看護ョンに	隻ステーシ はぴ		児湯郡新富 代2226-2		丰営利活 , ピーテ			令和2年1月31日	訪問看護	

宮崎県告示第 144号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 介サービ	護 予 防ス 事業 所		護 予 防ス 事業者	廃止	サービスの
所 番 号	名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4562090078	訪問看護ステーション はぴ	宮崎県児湯郡新富町三納代2226-2			令和2年1月31日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 145号

建築士法(昭和25年法律第 202号)第4条第4項第3号の規定に基づき、知事が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 次の表の(ア)欄に掲げる学校において、同表(イ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては修了)した後、それぞれの区分に応じ、同表(ウ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)
学校教	令和元年国土交通省告示第 749号の第1第1	1年
育法に	号又は第2号に規定する科目。ただし、同告	
よる大	示第1第1号及び第2号中「40単位」とある	
学又は	のは、「30単位」とする。	
高等専	令和元年国土交通省告示第 750号の第1第1	2年
門学核	号又は第2号に規定する科目	
防衛省	令和元年国土交通省告示第 749号の第1第1	0年
設置法	号又は第2号に規定する科目	
(昭和	令和元年国土交通省告示第 749号の第1第1	1年
29年法	号又は第2号に規定する科目。ただし、同告	
律第 1	示第1第1号及び第2号中「40単位」とある	
64号)	のは、「30単位」とする。	
による	令和元年国土交通省告示第 750号の第1第1	2年
防衛大	号又は第2号に規定する科目	
学校、		

職業能		
力開発		
促進法		
(昭和		
44年法		
律第64		
号) に		
よる職		
業能力		
開発総		
合大学		
校、職		
業能力		
開発大		
学校又		
は職業		
能力開		
発短期		
大学校		
学校教	令和元年国土交通省告示第 750号の第1第1	3年
育法に	号又は第2号に規定する科目。ただし、同告	
よる高	示第1第1号及び第2号中「20単位」とある	
等学校	のは、「15単位」とする。	
又は中		
等教育		
学校		

(注) (イ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による

短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする 学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同 表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて 卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以 上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)	(I)
学校教	2年	令和元年国土交通省告示第 749号の第	0年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目	
よる高		令和元年国土交通省告示第 749号の第	1年
等学校		1第1号又は第2号に規定する科目。	
若しく		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
は中等		中「40単位」とあるのは、「30単位」	
教育学		とする。	
校又は	1年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	2年
旧中等		1第1号又は第2号に規定する科目	
学校令			
(昭和			
18年勅			
令第36			
号) に			
よる中			
等学校			
学校教	2年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	3年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目。	
よる中		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
学校又		中「20単位」とあるのは、「15単位」	
は義務		とする。	
教育学	1年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	4年
校		1第1号又は第2号に規定する科目。	
		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
		中「20単位」とあるのは、「10単位」	
		とする。	

- (注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒

業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上 の建築実務の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)	(エ)
学校教	3年	令和元年国土交通省告示第 749号の第	1年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目。	
よる高		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
等学校		中「40単位」とあるのは、「30単位」	
若しく		とする。	
は中等	1年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	2年
教育学		1第1号又は第2号に規定する科目	
校又は			
旧中等			
学校令			
による			
中等学			
校			
学校教	3年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	2年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目	
よる中	2年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	3年
学校又		1第1号又は第2号に規定する科目。	
は義務		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
教育学		中「20単位」とあるのは、「15単位」	
校		とする。	
	1年	令和元年国土交通省告示第 750号の第	4年
		1第1号又は第2号に規定する科目。	
		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
		中「20単位」とあるのは、「10単位」	
		とする。	

- (注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 4 建築設備士
- 5 建築士法の一部を改正する法律(平成18年法律第 114号)の施行の日(以下「平成18年改正法施行日」という。)前に二級建築士の受験資格(昭和48年宮崎県告示第 496号。以下「旧告示」という。)第1号から第10号までに掲げる課程を修めて卒業又は第 11号及び第12号に掲げる検定に合格し、建築に関する実務の経験をこれらの課程又は検定に応じてそれぞれ旧告示第1号から第12号までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定に応じてそれぞれ旧告示第1号から第12号までに定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き旧告示第1号から第10号までに掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第10号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号 及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

宮崎県告示第 146号

建築士法(昭和25年法律第 202号)第15条第2号の規定に基づき 、知事が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する

宮崎県公報

と認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。 なお、二級建築士の受験資格(平成20年宮崎県告示 753号)は、 廃止する。

令和2年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 次の表の(ア)欄に掲げる学校において、同表(イ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(ウ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)
防衛省設置法	令和元年国土交通省告示第 753号の第	0年
(昭和29年法	1第1号又は第2号に規定する科目	
律第 164号)		
による防衛大		
学校、職業能		
力開発促進法		
(昭和44年法		
律第64号) に		
よる職業能力		
開発総合大学		
校、職業能力		
開発大学校又		
は職業能力開		
発短期大学校		
学校教育法(令和元年国土交通省告示第 753号の第	1年
昭和22年法律	1第1号又は第2号に規定する科目。	
第26号) によ	ただし、同告示第1第1号及び第2号	
る高等学校又	中「20単位」とあるのは、「15単位」	
は中等教育学	とする。	
校		

- (注) (イ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。
- 2 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする 学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同 表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて 卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以 上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)	(エ)
学校教	1年	令和元年国土交通省告示第 753号	0年
育法に		の第1第1号又は第2号に規定す	
よる高		る科目	
等学校			
若しく			
は中等			
教育学			

校又は	t		
旧中等	ř		
学校全	ĵ		
(昭和]		
18年東	h		
令第3	3		
号) は	:		
よる中	1		
等学校	ξ		
学校教	2年	令和元年国土交通省告示第 753号	1年
育法は	-	の第1第1号又は第2号に規定す	
よる中	1	る科目。ただし、同告示第1第1	
学校又	7	号及び第2号中「20単位」とある	
は義務	Š	のは、「15単位」とする。	
教育学	1年	令和元年国土交通省告示第 753号	2年
校		の第1第1号又は第2号に規定す	
		る科目。ただし、同告示第1第1	
		号及び第2号中「20単位」とある	
		のは、「10単位」とする。	

- (注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 次の表の(ア)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(イ)欄に掲げる年数以上で、同表(ウ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(エ)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(ア)	(1)	(ウ)	(エ)
学校教	1年	令和元年国土交通省告示第 753号の第	0年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目	
よる高			
等学校			
若しく			
は中等			
教育学			
校又は			
旧中等			
学校令			
による			
中等学			
校			
学校教	3年	令和元年国土交通省告示第 753号の第	0年
育法に		1第1号又は第2号に規定する科目	
よる中	2年	令和元年国土交通省告示第 753号の第	1年
学校又		1第1号又は第2号に規定する科目。	
は義務		ただし、同告示第1第1号及び第2号	
教育学		中「20単位」とあるのは、「15単位」	
校		とする。	
	1年	令和元年国土交通省告示第 753号の第	2年

1第1号又は第2号に規定する科目。 ただし、同告示第1第1号及び第2号 中「20単位」とあるのは、「10単位」 とする。

- (注) (ウ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 4 建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 114号)の 施行日前に昭和48年宮崎県告示第 496号第1号から第10号までに 掲げる課程を修めて卒業した者又は第11号及び第12号に掲げる検 定に合格した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等 以上の知識及び技能を有すると認める者

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和2年2月25日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 三次元画像解析システム 二式(設置に必要な工事を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年1月31日
- 4 落札者の氏名及び住所 富士フイルムメディカル株式会社九州支社 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目13番19号
- 5 落札金額 40,700,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 令和2年1月16日

教育委員会規則

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年2月25日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第2号

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則

県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

ı	以止刖	以止後			
١	(開館時間等)	(開館時間等)			
ı	第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前10時から午後6時ま	第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5			
ı	でとする。	<u>時30分</u> までとする。			
ı	2 [略]	2 [略]			
ı	3 展示室の入室時間は、 <u>午前10時</u> から <u>午後5時30分</u> までとする。	3 展示室の入室時間は、 <u>午前9時30分</u> から <u>午後5時</u> までとする。			
ı	4 [略]	4 [略]			

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第13号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮崎県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和2年8月1日から施行する。

令和2年2月25日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

路線名	区間		
1 国道10号	宮崎県の全域		
2 国道 218号	宮崎県の全域(ただし五ケ瀬町 を除く。)		
3 国道 220号	宮崎県の全域		

4	国道 221号	宮崎県の全域
5	国道 222号	宮崎県の全域
6	国道 268号	宮崎県の全域
7	国道 269号	宮崎県の全域
8	主要地方道稲葉崎平原線	宮崎県の全域
9	主要地方道宮崎須木線	宮崎県の全域(ただし小林市を 除く。)
10	主要地方道宮崎西環状線	宮崎県の全域
11	主要地方道宮崎停車場線	宮崎県の全域
12	主要地方道宮崎島之内線	宮崎県の全域
13 彩	主要地方道都城霧島公園線	宮崎県の全域
14	主要地方道南俣宮崎線	宮崎県の全域
15 彩	主要地方道日知屋財光寺線	宮崎県の全域
16	主要地方道日南高岡線	宮崎県の全域
17 彩	県道細島港日向市停車場 泉	宮崎県の全域

令和 2 年 2 月 25 日 (火曜日) 第 83 号 **宮 崎 県 公 報**

令和 2 年 2 月 25 日	(火曜日) 第 83 号 	'呂'	- 崎	県	公	報
18 県道財部庄内安久線	宮崎県の全域					
19 県道中村木崎線	宮崎県の全域					
20 県道都農停車場線	宮崎県の全域					
21 県道土々呂日向線	宮崎県の全域					
22 県道日南南郷線	宮崎県の全域					
		,				
		1				